

窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法

[平成13年12月13日環境省告示第77号、最終改正：令和2年3月30日環境省告示第35号]

水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府／通商産業省令第2号）第9条の2第1項第1号の規定に基づき、窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法を次のように定める。

窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法

第1 特定排出水の窒素含有量に関する汚染状態の計測方法

- 1 日平均排水量が400立方メートル以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記1(1)の計測法によるものとし、この計測法によることが技術的に適当でない場合その他この計測法によりがたいと認められる場合にあつては、別記1(2)の計測法によることができるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記1(1)又は(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、別記1(3)又は(4)の計測法によることができる。
- 2 日平均排水量が400立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記1のいずれかの計測法によるものとする。

第2 特定排出水の量の計測方法

- 1 日平均排水量が400立方メートル以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記2(1)又は(2)の計測法によるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記2(1)又は(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、別記2(3)の計測法によることができる。
- 2 日平均排水量が400立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記2のいずれかの計測法によるものとする。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、用水量と特定排出水の量との関係が明らかであると認められる場合は、当該特定排出水については、都道府県知事の定めるところにより、日平均排水量が400立方メートル以上である指定地域内事業場に係る場合にあつては、別記2(1)又は(2)の計測法により、日平均排水量が400立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合にあつては、別記2のいずれかの計測法により用水量を計測し、あらかじめ用水量と特定排出水の量との関係から求めた換算式を用いて特定排出水の量を計算することにより特定排出水の量を計測することができる。

第3 特定排出水の汚濁負荷量の算定方法

次の算式を基本として特定排出水の汚濁負荷量を算定する方法によるものとする。

$$L = C \cdot Q \times 10^{-3}$$

この式において、L、C及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

- L 排出される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）
- C 特定排出水の窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- Q 特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

第4 その他

- 1 特定排出水の窒素含有量に関する汚染状態及び特定排出水の量を計測し、特定排出水の汚濁負荷量を算定することが排水系統の状況により困難な場合であつて、排水水及び特定排水水以外の排水水の窒素含有量に関する汚染状態並びにそれらの量を計測し、第3の算定方法の例によってそれぞれの汚濁負荷量を求めることにより特定排出水の汚濁負荷量を算定することが適当であると認められる場合は、この測定方法によることができるものとする。
- 2 1に規定する測定方法による場合は、排水水及び特定排水水以外の排水水の窒素含有量に関する汚染状態の計測は別記1(1)又は(2)の計測法により、それらの量の計測は別記2(1)又は(2)の計測法によるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水水及び特定排水水以外の排水水の汚染状態及び量その他の事情により、別記1(1)若しくは(2)又は別記2(1)若しくは(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、排水水及び特定排水水以外の排水水の窒素含有量に関する汚染状態の計測については別記1(3)又は(4)の計測法により、それらの量の計測については別記2(3)の計測法によることができる。

別記1

- (1) 自動的に窒素含有量に関する汚染状態を計測することができる機器（昭和49年9月環境庁告示第64号（環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件）第41号に掲げる方法（以下「指定計測法」という。）と同程度の計測結果の得られる機器に限る。）であって、自動的に計測結果を記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより、試料（自動的に採取されたものに限る。）の汚染状態を計測する方法
- (2) 指定計測法により、試料（自動的に、流量に比例して採取され、保存されたものに限る。）の汚染状態を計測する方法
- (3) 指定計測法により、試料の汚染状態を計測する方法（(2)の方法を除く。）
- (4) 窒素含有量に関する汚染状態を計測することができる方法（指定計測法と同程度の計測結果の得られる方法に限る。）により、試料の汚染状態を計測する方法（(1)の方法を除く。）

備考

(3)又は(4)の計測法による場合は、1日3回以上試料を採取すること。

別記2

- (1) 流量計又は流速計であって、自動的に水量を積算して計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法
- (2) 積算体積計であって、自動的に計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法
- (3) 日本産業規格K0094の8に定める方法（流速計及び流量計による測定方法を除く。）を用いて水量を計測する方法その他これと同程度の計測結果の得られる方法により水量を計測する方法（(1)及び(2)の方法を除く。）